

会議経過及び会議結果

(B) 前回の懇談会でまず、手話が言語であると位置づけるということの上に、コミュニケーション手段が乗るという話を受けて、事務局が言語としての手話とコミュニケーション手段を分けたと思う。

日本手話は言語として、日本語対応手話はコミュニケーション手段とし、大多数は文字化が必要な人であるため、要約筆記や情報通信機器の使用等により文字化することは重要であるということと思う。

(C) 以前にも話したように手話は視覚的言語であるということ。

手話を使いやすくするための環境づくりがまず、必要ではないかと思う。

例えば、市役所でのコミュニケーション方法はどうしても筆談となる。筆談だけでは伝わらない部分があるので、手話の選択が欲しい。

ろうの子供たちが手話でコミュニケーションができ、情報獲得するために、手話ができる環境を作ることが大事だと思う。

私たちが求めていることは、周りの情報を取得出来ること。

聞こえる人は自然に情報が入ってくるが、私たちはそれが出来ない。言葉を蓄積することで初めて成長出来ると思うので、手話はとても重要なものと思う。

手話とコミュニケーションについては、本当は分けて条例を作って欲しかったが、手話が言語であるということ修正いただき、私達にとって良かった。

障がいのある人とない人が一緒に共生社会を作ることが一番大切な考え方だと思う。

前文について「第一言語」という言葉が前回あったと思うが、省いた理由があれば教えて欲しい。

8条の2項について、・・・その意見を尊重するように努めるものとする。ということで努めるというより、義務的な言葉に変えて欲しい。努めると曖昧な表現となるので、積極的に協議の場を作って欲しいということで考えて欲しい。

目的について、「言語としての」を付け加えて、「言語としての手話に対する理解の増進」に変えて欲しい。

会議経過及び会議結果

- (B) 手話には、日本手話と日本語対应手話の2種類ある。母語が手話か日本語かの違いがある。
- 人工内耳を入れた方も、完全に聞こえるわけではないので、手話のような補助手段、視覚的な言語は必要。
- (事務局) 8条の第2項で想定していることは、懇談会を年1回実施し、条例に関することについて協議していただくことを考えている。「努める」と記載したことについては、条例に関する施策を推進する上で、年1回の懇談会に回れない場合もあり、完全に義務づけると柔軟に対応できないので、柔軟性を残すために「努める」としている。
- (B) 障害者の権利に関する条約などで合理的な配慮等は義務であると考え、柔軟な対応のために努めるという表現になっていることだと思う。
- (A) 手話に第一、第二もあるのか。手話は言語だけでいいのではないのか。聞こえる人の手話と聞こえない人の手話の違いは分かるが、分けることなく、手話でいいのではないのか。
- 義務に関しては、罰則がないと義務にならないと思う。
- (B) 手話については、分けなくて手話は言語でいいのではないかということ。
- 第一言語というのは残した方がいいのではないかということについて、何か御意見があるか。
- (C) この条例を制定する目的としては、今後私たち、聞こえない人たちの住みやすい社会をつくるためだと思う。
- もし聞こえない子供が生まれたときに「どうすればいいのか。」と親が一番動揺する。
- 人工内耳、筆談等色々な選択肢から選ぶことができる環境が大事だと思う。
- 日本手話と日本語対应手話は同じ言語である。ただ、専門的に整理をしていくと違いはあり、その説明をすると非常に時間がかかる。

会議経過及び会議結果

ろう学校では、まず発語の訓練を中心に、また筆談を優先的に学校で学び、多少のずれが生じる。

例えば、ごはんを食べようとなったら、ろうの子供は「ごはん」を「白米」と思っており、パンやうどん等たくさんの選択肢のある食事と理解出来ない。

筆談等で文字化すると、抽象的な言葉は聞こえない私達には理解できず、それが原因で人間関係が壊れやすい。

聞こえない人たちの世界は狭い。

共生社会を作るためには、聞こえる人と聞こえない人と共に手話を理解していただくことが大切。

手話の成り立ち、仕組み、目的を理解していただくことはとても大事になる。

第一言語については、私としては大事な言葉なので入れて欲しい。

(事務局)

当初、主に第一言語ということに記載していたが、ろうの方は手話が第一言語であると言い切れる自信がなかった。

ここは第一言語であるということであれば、記載していきたい。

(B)

第一言語と記載することで、市民に対して分かりにくくなり、中途失聴等が使う手話はどうなるのかということが危惧される。最大公約数としてやりたいという気がする。

(C)

確かにそこは、曖昧な部分があるが、第一言語として記載することで、より理解が深まり、手話の普及の前進となると思う。

(D)

私達は日本語が第一言語で、難聴者の中にも手話を第一言語としている方、また、補聴器や人工内耳を活用して音として情報コミュニケーションをしている方と様々いる。

現状としては、香川県下では、新生児スクリーニング又、聴覚スクリーニングという仕組みが確立しており、なかなか今の環境でいくと手話にたどり着かないが、補聴器や人工内耳を活用しても、コミュニケーションがうまくいかない場合、手話に流れていく現状もある。

会議経過及び会議結果

聴覚障がいに限らず、発達障がいまた、見た目見てわからない障がいの方がたくさんいる中で今回のコミュニケーション条例を広く一般市民に伝えていく、そしてそれを理解してもらうことが一番大事だと思う。

手話が第一言語ということに関しては、手話をされている方々からすると、それが一番のコミュニケーションツールの1つであり、言語という意味で第一言語としたらいいと思う。

- (B) 第一言語という文言を復活する方向で検討していく。
努めるのところで、市民には強い意味があると普及していかなければならない。
- (D) 近藤会長の方から努めることを義務という話があったかと思うが、家族会の立場からすると、義務にして欲しい。
ただ、平成28年に施行されました障害者差別解消法上、これに関しても、基本的に行政は義務、それから一般企業等については努力義務という表現になっている。
努めるを強めて、できる限り協議する場若しくは意見交換する場をとにかく増やしてもらって、今後この条例がより良くなって欲しい。
- (E) 私は肢体不自由で言語の障がいを持っている。
高松ボランティア協会において、聴覚障がいのある方とよく会う機会があり、コミュニケーションをとるのが出来なく、交流が遮断されてしまう。情報通信機器（I P a d等）を介してだと、コミュニケーションが取れる。
こういった施策を今後考えて欲しい。
- (B) 条文の（市の責務）等で手話に対する理解の増進並びに多様なコミュニケーションの普及及び利用の促進の施策について記載しており、今の意見が反映されていると考えられる。

会議経過及び会議結果

- (E) 施設等で「御用のある方はお申し出ください。」と表記があるが、視覚や言語に障がいのある方などは伝わらない。
- (B) 条文の（施策の推進）でも多様なコミュニケーション手段を利用できる環境の整備の促進と記載している。環境の整備を行うことは重要なことだと思う。
- (F) 私が生まれたときは、手話は使ってはいけなかったと記憶している。それから、この条例が審議されているということで、これが手話等についての第一歩となる。手話は障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の先頭だと思う。
障がいを突破口に高齢者、外国人、性的マイノリティ、全ての方のコミュニケーションの普及・促進が考えられていくようにして欲しい。
- (G) 基本理念に記載ある「障がいのある人もない人も相互の違いを理解する」ということは教育の現場でする必要があると思った。
コミュニケーション手段が必要な子供が苦しい場面であることが多いと思う。
この理念が通るように、学校の中で、取り組んでいかななくてはいけない。
- (H) 前文の導入部分は第一言語がいいと思う。
条例の名称については、コミュニケーション手段に関するものが先に来るほうがいいと思った。
- (I) 改めて手話は言語であるということを勉強させてもらった。
経験上知的障がいのある方を支援することが多く、知的障がいのある人にこの条例を説明する際は、簡単な表現で、ろう者には手話で、コミュニケーション手段を理解することで、コミュニケーションが図れると思う。

会議経過及び会議結果

- (J) 手話と聞くとすごくハードルが高いが、視覚的に表現する言語と記載があるとハードルが下がったように感じる。
- 市民や普段手話を使わない人に対してコミュニケーションをとろうとすることが大事だと周知してほしい。
- 条例が制定して終わりではなく、条例を知ってもらい、活用されることが一番。教育現場や地域の方に広めることに力を入れていただきたい。
- (K) 条例は作って終わりではなく、今後見直しをしていって欲しい。
- 障がいのある人のコミュニケーション手段について非常に検討が少なかったと感じた。
- (L) 条例を作っていく中に参加した一人として、条例制定後、広めていかなければならないと思う。
- (M) 精神障がいのある方もシンプルな表現を好む方もいるが、逆にシンプルな表現やルビを打つと嫌がる方もいる。
- (N) 手話についての認識が非常に低かったと反省して、会議に参加して、勉強させてもらったのだから、いろんな人に伝えていかなければいけないと思った。
- コミュニケーションは相手を理解しようとし、どのように向き合うかということが大事になると思う。この条例が突破口となって人の心のところまで広がって欲しい。
- (E) ボランティアの立場として、より多くの市民の人たちにコミュニケーション手段（要約筆記等）を広めていきたい。
- 今、要約筆記や手話をはじめようという若いボランティアが少なく、役割を担う若者たちを連れていかないといけないと思った。

会議経過及び会議結果

(D) 条例を制定することがゴールではなく、広めていながら、市民に周知をして、手話をはじめ、障がいのある人のコミュニケーションを少しずつ理解して行って欲しい。

また、国の情勢等によっても変わってくるので、今後も懇談会を通じて協議をして改善して欲しい。

(事務局) 審議期間が短かったということで、どうしても3月の議会を目標に進めていた関係で、今回大変短い期間での協議ということで、大変タイトなスケジュールの中、ご協力いただきましてありがとうございます。

今後も、障害者施策推進懇談会を来年度以降も開催する予定にしており、条例について議論していただき、変更するところがあれば変更していく形で対応していきたいと思う。

啓発につきましては、今後、この条例についての趣旨等を広く市民の方に啓発していきたいと考えている。

(B) 確認で、第一言語については、入れる方向で、(施策の推進)で「努める」については、強い意味で市民に伝えなければならない。(目的)の言語としての手話についても入れる方向で、ということだった。

(事務局) 手話言語が先に来て、後でコミュニケーション条例という形になっているが、現状、この前文に書いてあるように、まだまだ手話に対する理解がされてないということで、まずはこの手話が言語であるということをもまず皆さんにご理解をいただくため、頭につけている。

手話言語と障がいのある方のコミュニケーション手段について、両方合わせたような形になっている。手話についてまず理解していただき、障がいのある方のコミュニケーションをとっていくための環境を整えるということが目的。

条例を作っただけでは当然何も進まないということで、今後このような会議の中で、また皆さんからのご意見を聞きながら、進めていきたいと考えている。

会議経過及び会議結果

- (B) 障がい者施策を推進していく立場で皆さん委員として参加しているので、今後、条例が高松市に根付くように教育・福祉・医療、全てが連携してやれるようにという願いも込められていると思うので、よろしくお願ひしたい。